

太田市の利用者負担額(保育料)について

令和2(2020)年度

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、2020年度の利用者負担額(保育料)は下記表のとおりです。
 新制度の教育・保育の費用は、国・県・市の負担金と保護者の負担する利用者負担額(保育料)でまかなわれており、保護者が負担する利用者負担額は国が定めていますが、太田市は利用者負担額を国の基準額より低く抑えています。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円

※ 参考 国の基準額

在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)					利用者負担額(月額)				
階層	区分		2020(令和2)年4月初日の前日において					1号	2号	3号		
			1号(3歳以上)		2号(3歳以上)		3号(3歳未満)	3歳以上	3歳以上	3歳未満		
1号	2・3号	区分	教育	保育		保育		教育	保育	保育		
			標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯	0	0	0	6,600	6,500	0	0	0	0	0
4	4	48,600円未満	0	0	0	7,900	7,800	0	0	19,500	19,300	0
	5	48,600円	0	0	0	11,200	11,000	0	0			
5	5	48,601円以上 54,000円未満	0	0	0	13,300	13,100	0	0			
	6	54,000円以上 56,000円以下	0	0	0	14,600	14,400	0	0			
	7	56,001円以上 58,000円未満	0	0	0	15,600	15,300	0	0			
6	8	58,000円以上 64,000円未満	0	0	0	17,200	16,900	0	0	30,000	29,600	0
	9	64,000円以上 68,000円未満	0	0	0	17,500	17,200	0	0			
	10	68,000円以上 74,000円未満	0	0	0	17,800	17,500	0	0			
	11	74,000円以上 77,100円以下	0	0	0	18,000	17,700	0	0			
	12	77,101円以上 78,000円未満	0	0	0	18,500	18,200	0	0			
	13	78,000円以上 84,000円未満	0	0	0	18,800	18,500	0	0			
	14	84,000円以上 89,000円未満	0	0	0	22,000	21,600	0	0			
7	15	89,000円以上 97,000円未満	0	0	0	24,000	23,600	0	0	44,500	43,900	0
	16	97,000円以上 102,000円未満	0	0	0	27,000	26,500	0	0			
	17	102,000円以上 109,000円未満	0	0	0	28,000	27,500	0	0			
	18	109,000円以上 115,000円未満	0	0	0	28,500	28,000	0	0			
	19	115,000円以上 133,000円未満	0	0	0	32,000	31,500	0	0			
	20	133,000円以上 151,000円未満	0	0	0	35,000	34,400	0	0	61,000	60,100	0
	21	151,000円以上 169,000円未満	0	0	0	37,000	36,400	0	0			
8	22	169,000円以上 190,000円未満	0	0	0	40,000	39,300	0	0	80,000	78,800	0
	23	190,000円以上 211,200円以下	0	0	0	45,000	44,200	0	0	104,000	102,400	0
	24	211,201円以上 235,000円未満	0	0	0			0	0			
	25	235,000円以上 301,000円未満	0	0	0			0	0			
	26	301,000円以上 397,000円未満	0	0	0			0	0			
	27	397,000円以上	0	0	0			0	0			

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。2号及び3号認定については、児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者も生活保護世帯等に含まれます。

※ 同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額、3人目以降児童の利用者負担額を無料としています。

ただし、3号認定で第3階層から第5階層及び第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)と認定された世帯は、上記の同時就園(就学前まで)については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第2子が半額、第3子以降の利用者負担額が無料となります。

さらに、要保護世帯等(母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)がいる世帯、生活保護法に定める保護世帯など特に困窮していると市長が認めた世帯)の場合は、3号認定で第3階層から第9階層及び第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、1人目児童の利用者負担額を、2,200円とし、2人目以降児童の利用者負担額を無料とします。

※ 3号認定が満3歳になった場合、年度中の利用者負担額は3号のままであり、翌年度から2号の利用者負担額が無料となります。

※ 太田市で利用者負担額を徴収している児童が第3子以降子育て支援事業等により利用者負担額が減免決定となり、減免決定月以降に支払い済みの利用者負担額がある保護者には、後日、送付する還付依頼書の請求に基づき納め過ぎた利用者負担額を還付します。

※ 副食費について、同一世帯から2人以上の就学前児童が同時に保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設に入園している場合や、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合は、3人目以降児童の副食費を無料としています(1号認定は年少から小学3年生までの範囲内)。

ただし、1号認定で第2階層から第6階層【太田市立幼稚園については、第2階層から第3階層及び第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】と認定された世帯、2号認定で第2階層から第5階層及び第6階層(うち市町村民税所得割額が57,700円未満)と認定された世帯は、上記の同時就園(1号は小学3年生まで、2号は就学前まで)については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第3子以降の副食費が無料となります。

さらに、要保護世帯等の場合は、1号認定で第4階層から第6階層と認定された世帯【太田市立幼稚園については、第4階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)】、2号認定で第3階層から第9階層及び第10階層(うち市町村民税所得割額が77,101円未満)と認定された世帯については、多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、第3子以降の副食費が無料となります。

※ 3号認定の主食・副食材料費については、利用者負担額に含まれています。

※ 利用者負担額(保育料)の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接施設にお問い合わせください。

裏面もご覧ください

○利用者負担額(保育料)の算定について

2020(令和2)年度の利用者負担額は、父母及び同居(住所同一及び生計同一を含む)の祖父母(※注)の、4月から8月までは2019(令和元)年度市町村民税額、9月から3月までは2020(令和2)年度市町村民税額で決定します。

(※注)次の①から③の場合は、祖父又は祖母の市町村民税額を家計の主宰者として合算し利用者負担額を決定します。収入については、4月から8月の利用者負担額については前々年のものとし、9月から3月の利用者負担額については前年のものとします。

- ①父母や入園児童が祖父又は祖母の市町村民税や健康保険等の被扶養者としてしている場合
- ②母又は父と祖父母等が同居のひとり親世帯で収入が次の基準以下かつ市町村民税非課税の場合
母又は父の収入が、子どもが1人の場合110万円以下、2人以上の場合130万円以下
- ③父母と祖父母等が同居の父母世帯で収入が次の基準以下かつ市町村民税非課税の場合
父母の収入合計が、子どもが1人の場合160万円以下、2人以上の場合180万円以下

○利用者負担額(保育料)の納付について

私立保育園の利用者負担額の納付方法は、口座振替又は納付書(現金納付)となります。納付書での納付は、市指定金融機関・市役所こども課入園児童係・市内各保育園(市内通園中の保育園で集金袋等により徴収している場合に限る)でお願いします。

認定こども園・幼稚園・公立保育園・小規模保育事業施設の利用者負担額は、利用する施設の指定する方法で施設へお支払ください。

○寡婦(夫)控除のみなし適用について

対象者:「婚姻によらずにひとり親となった方」※離婚歴のある方は申請の対象外です。

※令和2年度内遡及適用の申請期限は2021年3月31日までです。

※寡婦(夫)控除のみなし適用を行っても適用後の再計算の市民税額の状況により利用者負担額等が変わらない場合があります。

申請書類 みなし寡婦(夫)控除適用申請書

添付書類(申請に必要な書類) ①児童扶養手当受給資格者証または医療母子(父子)受給資格者証のコピー

②子どもの戸籍謄本(市外に本籍のある方)

○無償化の概要

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

◆幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。

・未移行幼稚園については、月額上限2.57万円です。

・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。

・通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たち(※1)については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(※1)第三子の認定は、国と市で年齢制限が異なるため、表記については今後検討します。

・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や、市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。

◆0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

・さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、

0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

・幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

(注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

◆無償化の対象となるためには、在住している市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

◆幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、満3歳児の住民税非課税世帯で最大月額11,300円、3~5歳児で最大月額11,300円までの範囲で預かり保育等の利用料が無償化されます。

※通園する園により預かり保育の利用料のほか、認可外保育施設の利用料等も無償化の対象となる場合あり

※預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満、または年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

○給食費・給食主食費の助成について

支援内容:私立・公立幼稚園、保育園、認定こども園に通う第2子・第3子以降の子どもの給食費(主食費・副食費)を助成します。

・申請方法・問い合わせ先

私立幼稚園・保育園・認定こども園 給食費【1号認定・2号認定】(第2子半額、第3子全額)

園を通じて(※ただし、市外園はこども課へ直接)申請をしてください。

※2号認定児童については、対象年度の4月1日に満3歳以上であった者に限る

こども課(市役所3階)
0276-47-1942

市内公立幼稚園給食費

園を通じて申請をしてください。

児童施設課(市役所3階)
0276-47-1924

・受給要件 ①2000(平成12)年4月2日以降に生まれた子のうち2番目又は3番目以降であること。

②各種医療保険に加入していること。

③太田市在住であること。

④太田市税等、保育料、学校給食費、市営住宅家賃等に滞納がないこと。(滞納がある場合は各担当課まで相談ください。)

○第3子以降の子どもの利用者負担額(保育料)免除(減免)について

申請が必要です。申請がない場合は、免除となりません。

※ただし、年少以上の教育・保育給付認定児童は無償化により無料のため申請不要です。

※年度当初(4月1日現在)3歳未満の児童のうち、教育給付認定児童は申請不要、保育給付認定児童は申請が必要です。

対象要件

①2000(平成12)年4月2日生まれ以降の子ども(婚姻している人を除く)を3人以上養育していること。

②親子の住所が太田市にあること。

③対象者及びその世帯員が医療保険(国民健康保険・社会保険等)に加入していること。

④市税等(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育園・幼稚園保育料、小・中学校給食費、市営住宅家賃等)に滞納がないこと。

年度当初(4月1日現在)3号認定児童 ⇒ 対象要件①の第1子の年齢要件が非適用になります

持参する物: 申請者の保険証、印鑑、教育・保育給付認定証

問い合わせ先

こども課児童給付係(本庁舎3階) TEL0276-47-1942

問い合わせ先

保育園・私立幼稚園(従来型幼稚園は除く)・認定こども園等について ⇒ こども課入園児童係(本庁舎3階) TEL0276-47-1943

公立幼稚園の利用者負担額等について ⇒ 児童施設課(本庁舎3階) TEL0276-47-1924

企業主導型保育事業について ⇒ 通園している企業主導型保育施設へ直接お問い合わせください。

表面もご覧ください